

社会福祉施設における 防犯対策について

令和5年3月17日

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針

- 平成19年3月に策定
- 学校や道路等の設置者(管理者)が防犯力を向上するために、
具体的に行うべき対策を記したマニュアル



策定から10年が経過し、社会情勢も変化したことから、平成30年1月に改定

- 大規模小売店舗や社会福祉施設における指針を追加
- 防犯カメラのガイドラインを踏まえた内容を追加
- 各自点検できるようなチェック票を整備

宮城県防犯指針ウェブサイト

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/bouhanshishin.html>

防犯指針の構成

目指すべき方向性

- ① 犯罪の起こりにくい「**入りにくく、見えやすい**」環境づくり
- ② **多様な主体(地域住民等)との連携**による犯罪を誘発する要因を除去

基本的な5つの考え方

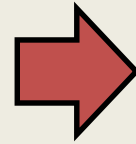
- イ 照度・見通しの確保
- ロ 犯罪被害対象への犯罪企
図者の接近の防止
- ハ 犯罪被害対象の防犯能力
の向上
- ニ 地域住民等の連携の強化
- ホ 防犯設備の効果的な活用

5つの基本的な考え方に基づく 6つの各種指針

- 児童等の安全の確保のための指針
- 道路等に関する指針
- 住宅等に関する指針
- 深夜商業施設に関する指針
- 大規模小売店舗等に関する指針
- 社会福祉施設等に関する指針**

施設における安全対策

犯罪が起こりにくい環境



「入りにくい」
「見えやすい」

入りにくい

- ◆ 出入口を限定する
- ◆ 来訪者は受付で対応し、名札等を交付する
- ◆ 施設内外をきれいに整備する



見えやすい

- 防犯カメラの設置
- 見通しを確保して死角を解消
(柵なども見通しを妨げない形状を)



社会福祉施設等に関する指針①

【施設利用者の安全を守るための設備の整備】

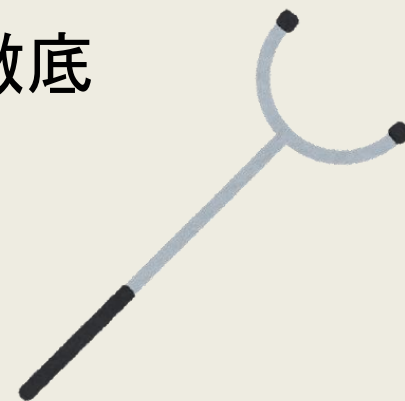
- 敷地内への不審者侵入防止対策
門扉, 防犯カメラ, センサーの設置等
- 敷地内での不審者の発見・排除対策
案内看板等を設置して, 受付までの動線を明確に
- 防犯設備の日常の点検
出入口, 鍵の管理, 防犯カメラ等の定期的な点検
- 防犯カメラの効果的な活用
「防犯カメラ作動中」などの表示



社会福祉施設等に関する指針②

【施設利用者の安全を守るための防犯対策】

- 所内の体制と職員の共通理解
安全対策の責任者の設置，マニュアルの作成
- 来訪者の確認の徹底
全ての来訪者を受付へ，来訪者証の交付
- 安全を守るための器具等の整備
さすまた，催涙スプレーの設置，管理の徹底
- 安全を守るための訓練の実施
- 施設開放時等の安全確保
- 地域や関係機関等との連携



社会福祉施設等に関する指針③

社会福祉施設等の安全の確保のための指針チェック票

社会福祉施設等の安全対策		
確認項目	措置内容	チェック欄
門扉等 (指針 58P)	○不審者侵入防止のため、門扉等を設置し、道路や敷地の境界線を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>
	○事務室等から死角とならない位置に配置されているか。	<input type="checkbox"/>
	○人の出入りを感知するセンサー付きライト等は設置されているか。	<input type="checkbox"/>
窓 (指針 58P)	○消防署等関係機関に確認の上、防犯フィルム等をはり付けるなど、窓ガラスは防犯性能が高いものか。	<input type="checkbox"/>
鍵、暗証番号 (指針 59P)	○警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更し、元職員や元利用者など関係者以外の者が不正に侵入できないようになっているか。	<input type="checkbox"/>
受付 (指針 59P)	○受付において来訪者を確実にチェックしているか。	<input type="checkbox"/>
	○来訪者に識別用の来訪者証等を着用させているか。	<input type="checkbox"/>
	○ミーティング等を行い、当日の来訪者について職員が把握しているか。	<input type="checkbox"/>
侵入時に備えた器具 (指針 60P)	○さすまた等の不審者侵入時に備えた器具を整備しているか。	<input type="checkbox"/>
	○さすまた等の器具は普段は利用者等が使用できないように管理されているか。	<input type="checkbox"/>
防犯訓練 (指針 60P)	○不審者侵入等の緊急事態を想定した訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり 各種防犯指針 各論(一部抜粋)

児童等の安全の確保のための指針

- 学校の安全対策** 不審者の侵入防止対策や地域住民との連携を行う。
- 通学路の安全対策** 危険な場所を把握・周知し、登下校時の見守り活動を行う。
- 被害防止教育の推進** 子ども自身の防犯力を高める教育や訓練を行う。

道路等に関する指針

- 道路・公園・駐車場等** 必要な照度を確保するとともに、見通しをよくする。
- その他** 子ども110番の家等非常時の避難場所や通報場所を確保する。

住宅等に関する指針

- 共同住宅** 共用部分：管理人の設置や防犯カメラ等で防犯力を高める。
専用部分：鍵やインターホンの機能を高め、防犯力を高める。
- 一戸建て住宅** 住戸部分：防犯性の高い鍵や窓ガラスにする。
敷地内：見通しのよい柵にする(2階への侵入経路にならないよう注意)。

深夜商業施設等に関する指針

- 設備(ハード)** 特にATMやカウンター等現金がある場所に留意し、防犯力を高める。
- 人(ソフト)** 安全対策の責任者を置き、定期的な巡回や従業員への防犯指導を行う。

大規模小売店舗等に関する指針

- 設備(ハード)** 特にATMやカウンター等現金がある場所に留意し、防犯力を高める。
- 人(ソフト)** 安全対策の責任者を置き、定期的な巡回や従業員への防犯指導を行う。

社会福祉施設等に関する指針

- 設備(ハード)** 利用者の安全を守るための防犯設備を整備する。
- 人(ソフト)** 防犯マニュアルの整備や防犯訓練の実施等、防犯意識を高める。

具体的な内容については、
下記HPでご確認ください。

宮城 防犯指針 検索

(「チェック票」も確認できます)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/bouhanshishin.html>



宮城県環境生活部共同参画社会推進課 安全・安心まちづくり推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL: 022-211-2567 FAX: 022-211-2392

H P: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/anzanplan.html>

(平成30年3月発行)

犯罪のない みやぎ安全・安心まちづくり 各種防犯指針

平成29年度
改定版

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」(以下「防犯指針」という。)は、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に基づき、安全・安心まちづくりを進めるための具体的な指針として、平成19年3月に策定されました。

防犯指針の策定から10年以上が経過し、社会情勢も変化していることから、県で平成28年度に策定した「安全・安心まちづくり基本計画(第3期)」及び「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を踏まえ、この度、防犯指針を改定しました。

防犯指針は、基本的な5つの考えのもと、6つの指針から構成されています。

基本的な5つの考え方

- 1 照度・見通しの確保
- 2 犯罪被害対象への犯罪企図者の接近の防止
- 3 犯罪被害対象の防犯能力の向上
- 4 地域住民等の連携の強化
- 5 防犯設備の効果的な活用

児童等の安全の確保のための指針

道路等に関する指針

住宅等に関する指針

深夜商業施設等に関する指針

大規模小売店舗等に関する指針

社会福祉施設等に関する指針

改定のポイント

1 新たに2つの指針を追加

- (1)大規模小売店舗等に関する指針
平成19年の策定時から、宮城県内にも大規模小売店舗等が増加したことから新たに追加しました。
- (2)社会福祉施設等に関する指針
平成28年7月に発生しました、神奈川県相模原市の社会福祉施設において多数の入所者が殺傷される事件を受けて、新たに追加しました。

2 防犯カメラに関する記載を追加・修正

防犯カメラの持つ犯罪の抑止効果に対する期待が高まっていることから、防犯カメラのガイドラインを踏まえた内容を全体を通して、追加しました。

3 各指針ごとの「チェック票」を作成

施設の管理者や県民の皆様が、自ら防犯体制上、注意すべき点を確認できるよう、各指針ごとに具体的な確認項目をまとめたチェック表を作成しました。



様々な場所・シチュエーションにおいて、犯罪から身を守るために共通して効果的な対策をまとめました。

詳細については、最終ページ記載HPから冊子版をご覧ください。

方向性

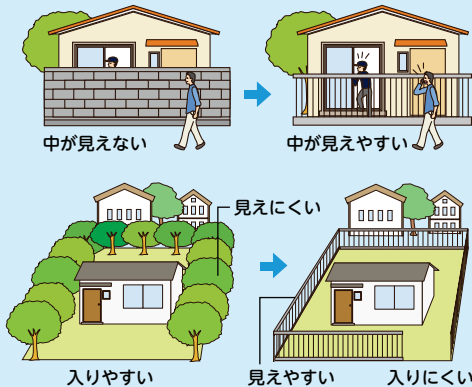
犯罪の起きやすい環境に着目し、犯罪を誘発する要因を除去することで、「犯罪が起きにくい環境づくり」を目指します。

1 「入りやすく、見えやすい」環境づくり

犯罪者は、「誰かに見られないか」「仮に見つかった場合に逃げ場所があるか」といったことを考えながら犯罪を行います。

そのため、見えにくい場所や入りやすい場所（つまり逃げやすい場所）を犯罪者は好む傾向がありますので、その逆である「入りやすく、見えやすい」場所が多いまちづくりを目指します。

なお、物理的な見えやすさだけでなく、「地域活動が盛んにおこなわれている」等心理的に目が行き届いていることも犯罪の抑止につながります。



2 多様な主体との連携

防犯の基本理念である「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守る」に基づき、県民、事業者、防犯団体など、地域が一体となって防犯活動を行うことで、犯罪の起きにくい環境づくりを目指します。



基本的な5つの考え方

1 照度、見通しの確保

犯罪者は「誰かに見られているかもしれない」と思うと犯罪を思いとどまります。

- 夜間でも人の行動を視認できるよう防犯灯を設置。
- 街路樹は見通しがきくよう、低木か、樹冠の高い木に。
- ブロック塀より、見通しのよい柵の方が効果的。



3 犯罪被害対象の防犯能力の向上

犯罪被害にあわないよう人や物の防犯力を向上させます。

- 夜間でも人の行動を視認できるよう防犯灯を設置。
- 日頃から防犯の意識を高めるため、被害防止教育等を行う。
(特に子ども・女性・高齢者・外国人等配慮が必要な方に対して実施)
- 「車にイモビライザー（電子的なキーの照合システム）をつける」、「窓ガラスに防犯フィルムを貼る」、「玄関に補助錠をつける」等、防犯性を高める。

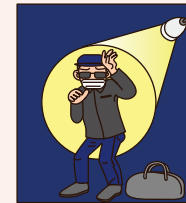


5 防犯設備の効果的な活用

防犯カメラや防犯灯、防犯警報設備等を効果的に活用し、犯罪の未然防止に努めましょう。

※防犯設備（ハード面）を効果的に活用するためには、人的な防犯活動（ソフト面）の充実が不可欠です！

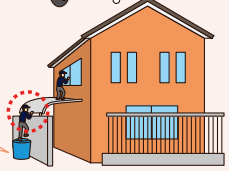
※防犯カメラにつきましては、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」をご参照ください。



2 犯罪被害対象への犯罪企図者の接近の防止

犯罪を起こそうとしている人が、物理的に近づけないようにすれば、自ずと犯罪被害にあふ確率が減少します。

- ガードレール等を設置し、バイク等によるひたつきが近づけないようにする。
- 駐車場等柵等で周囲を区分する。



4 地域住民等の連携の強化

地域住民たちが「自分たちのまち」であるという意識を持ってコミュニティを形成し、連帯感が醸成されることで、犯罪を起こそうとする人に「不審な行動をすれば目立ってしまう」と思わせませす。

- 防犯活動だけでなく、清掃活動等も行う。
- ゴミや落書きが放置されていると犯罪が発生しやすくなります。（割れ窓理論）
- 事業者のCSR活動と連携して防犯活動を行う。



防犯指針の活用方法

ステップ1

冊子の最後に添付されている「チェック票」を活用して、危ない箇所をチェックします。

ステップ2

チェック票で充分でない項目については、チェック票の確認項目欄に記載されているページを確認し、防犯対策を講じます。

ステップ3

定期的に「チェック票」を活用した安全対策が維持されているか確認するとともに、実際に防犯訓練を実施する等、防犯力を高めます。

宮城 防犯カメラ 検索

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/bouhankamera.html>



皆さんのために

防犯の専門家



を派遣します。

宮城県では、「地域の安全は地域で守る」ために各地域で実施している「安全・安心まちづくり運動」を支援しています。
地域で開催する講習会などに、防犯に関する専門家を講師として無料派遣しますので、ぜひご利用ください。

※講習会等の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底をお願いいたします。
また、感染状況によって講師派遣を中止させていただく場合がありますのでご了承ください。

派遣対象

地域で開催される講習会や会合など。
10名程度の少人数からでも対応できます。
講演時間なども含め、お気軽にご相談ください。

派遣にかかる費用

無料!

※講師への謝金及び交通費を県が負担します。それ以外の経費(会場費など)は、実施団体で負担してください。

派遣講師(例)

- ◆ 大学教授(犯罪社会学, 犯罪心理学)
- ◆ 防犯の講演をしている方
- ◆ 県職員(防犯担当)
- ◆ 警察官
- ◆ その他, 防犯関係の業務に従事している方

講演内容(例)

- ◆ 施設等における防犯対策講話, 不審者対応訓練・護身訓練
- ◆ 地域における防犯対策, 防犯カメラの効果的な活用に関すること
- ◆ 効果的なパトロールのやり方(危ない場所の見分け方)
- ◆ 女性や子どもが犯罪に遭わないための対策
- ◆ 特殊詐欺被害防止に関すること


※上記以外の内容でも可能な限り対応しますので、ご相談ください。

派遣時期

随時派遣

- 開催のおおむね1か月までに下記お問い合わせ先に連絡し、希望の日程をお伝えください。
- 候補日を複数用意していただいた方が安心です。

申込方法

- 1 下記お問い合わせ先に連絡します。
希望する講演内容や日程などについてお話しください。
- 2 「地域安全教室講師派遣申請書」に必要事項を記載します。
申請書は、宮城県ホームページからダウンロードしてください。
- 3 申請書の提出先は、
開催場所にある市町村の安全安心まちづくり担当課 **注意** 
です。
- 4 後日、市町村を通じて県からの通知書が送られてきます。

活用事例



【お問い合わせ】

宮城県環境生活部共同参画社会推進課
安全・安心まちづくり推進班
TEL：022-211-2567
FAX：022-211-2392
Eメール：kyoshas@pref.miyagi.lg.jp

申請書はこちら↓
(ホームページ)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/anzenkyoshitsu.html>



仙台・宮城観光PRキャラクター
「むすび丸」